

受注者の皆様

## 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた

### 工事及び業務における対策の徹底について

習志野市

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務（以下「工事等」という。）の対応については、国からの通知等により、適切な措置を講じることとされているところですが、感染拡大防止対策が適切に実施されるよう、本市においては、下記のとおりとしますので、適切に対応するようお願いいたします。

#### 記

##### 1 感染拡大防止対策の徹底について

感染拡大防止対策の徹底については、手洗いや咳エチケットの励行、消毒液の設置、発熱等の症状がみられる者の休暇の取得等の基本的な対策やテレワーク等の実施に努める等、引き続き、感染拡大防止対策を徹底してください。

##### 2 施工中の工事等における感染拡大防止措置等について

(1) 公共工事の円滑な施工確保を図る観点からも、施工中の工事現場においては、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定多数の者が触れる箇所での定期的な消毒、現場でのマスクの着用、手洗い・うがいの励行など、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意してください。

(2) 施工中の工事等について、新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者がいることが判明した場合には、習志野市建設工事等緊急時対応マニュアルに則り、速やかに受注者から発注者に報告するなど適切に対応するとともに、保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置を講じてください。

(3) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染拡大のリスクが高いと考えられます。

建設工事の現場では、多人数での作業や打合せをはじめ、三つの密が生じかねない場面も想定されることから、元請事業者をはじめ、下

請事業者や技能者等、施工に携わるそれぞれの立場において、極力、三つの密を回避する対策やその影響を最大限軽減するための行動がなされることが重要です。

特に、建設現場における朝礼・点呼や現場事務所等における打合せなど、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、ほかの作業員と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密を回避や影響を緩和するための対策に万全を期す必要があります。

これらを踏まえ、施工に伴う三つの密の発生を回避し、やむを得ず発生が必要な場合においてもその影響緩和のための対策を徹底してください。

### 3 感染拡大防止対策に係る設計変更について

受注者が、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受注者と発注者の間で設計変更の協議を行ってください。その上で、個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書又は業務計画書への反映と確実な履行を前提として、設計変更を行い、請負代金額又は業務委託料の変更や工期又は履行期間の延長を行います。

設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用（例）

**【共通仮設費】**

- ・現場事務所の拡張費用等

その後の積算における現場管理費率や一般管理費等率による計算の対象外とする。

**【現場管理費】**

- ・現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入、リース費用
  - ・現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
- いずれも、その後の積算における一般管理費等率による計算の対象外とする。

なお、ここに掲げる例のほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更を行うことを妨げない。

### 4. その他

不明な点については、監督職員に確認してください。